

第 4 章

目指すまちの姿の実現に向けた施策の展開

4-1 施策の体系

4-2 みんなで目指すまちの姿の実現に向けた重点取り組み

4-3 施策の方向性

4-1 施策の体系

第3章で掲げたみんなで目指すまちの姿の実現に向けた施策の体系を示します。

なお、本計画は「みんなで目指す 2030 年のまちの姿」の実現を目指すとともに「2050 年の環境都市ビジョン」(P7 参照)を長期的には見据えるものであることから、施策は、2050 年の環境都市ビジョンに掲げている 4 つの環境都市像とその共通基盤の区分を基本としています。

みんなで目指す 2030 年のまちの姿

パートナーシップで創る 快適な都市環境と自然が調和したまち



みんなで目指すまちの姿
実現に向けた重点取り組み

重点取り組み 1 (P52)

SDGs の多面的な考え方の浸透と、主体的に行動する人や事業者のネットワークの拡大

重点取り組み 2 (P53)

環境にもやさしく災害にも強い、快適で安心な暮らしの実現

重点取り組み 3 (P54)

自然や水を活かした、人と生きものにやさしいまちづくり

重点取り組み 4 (P55)

環境と経済の好循環を生み出す仕組みづくり

施策の体系

施策

施策の柱

(4つの環境都市像の共通基盤)



【施策Ⅰ】
**全ての主体の
 環境に関わる学びと行動、
 パートナーシップを推進する**

- 1 環境に関わる学びを推進する (P57~)
- 2 環境にやさしい行動を促進する (P59~)
- 3 パートナーシップを推進する (P60~)

(健康安全都市)



【施策Ⅱ】
**健康で安全、快適な
 生活環境の保全をはかる**

- 1 大気環境の向上をはかる (P62~)
- 2 水環境の向上をはかる (P63~)
- 3 土壌汚染対策や地盤沈下対策を推進する (P64~)
- 4 騒音・振動・悪臭対策や有害化学物質対策を推進する (P64~)
- 5 公害による健康被害の救済と予防を行う (P65~)

(循環型都市)



【施策Ⅲ】
**廃棄物の発生抑制や
 資源の循環利用、
 適正処理を推進する**

- 1 リデュース（発生抑制）・リユース（再使用）を推進する (P66~)
- 2 分別・リサイクル（再生利用）を推進する (P67~)
- 3 ごみの適正な処理を推進する (P68~)

(自然共生都市)



【施策Ⅳ】
**生物多様性の保全と
 持続可能な利用、
 水循環機能の回復をはかる**

- 1 生物多様性の主流化を推進する (P70~)
- 2 豊かな自然と恵みを活かしたまちづくりを推進する (P71~)
- 3 風土にあった生きものを保全する (P72~)
- 4 水循環機能の回復を推進する (P73~)

(低炭素都市)



【施策Ⅴ】
**気候変動に対する緩和策と
 適応策を推進する**

- 1 温室効果ガスの排出抑制を推進する (P74~)
- 2 気候変動によるリスクへの備えを推進する (P77~)

4-2 みんなで目指すまちの姿の実現に向けた重点取り組み

第3章においてパートナーシップ・ライフスタイル・まちづくり・経済という総合的な視点から示したまちの姿を踏まえ、第2章で整理した本市の環境を取り巻く状況と課題に対して重点的に展開する4つの取り組みを示します。これらの重点取り組みは、環境・経済・社会の統合的な視点で、多様な主体とパートナーシップですすめていくものです。なお、各重点取り組みにおける「関連する取組方針」には、特に関連するものを掲載しています。

重点取り組み 1

SDGsの多面的な考え方の浸透と、主体的に行動する人や事業者のネットワークの拡大

環境課題の解決のため、これまで培ったパートナーシップのさらなる展開をすすめていきます。

持続可能なまちを支える次世代人材育成の推進

SDGsの視点からまちや社会の課題を自分ごととして捉え、行動する人づくりをすすめるため、環境学習センターやなごや環境大学 SDGs 未来創造クラブなどにおいて、事業者や市民団体などと連携し、次代を担う子どもたちに SDGs を楽しく学べる機会を提供することで、子どもたちの SDGs の達成に向けた意識醸成と行動の拡大を促進するとともに、家族や周囲への波及もはかります。

<関連する取組方針>

- ・次世代への豊かな環境学習の推進
- ・拠点施設における環境学習の推進

施策Ⅰ	1-(3)	P57
-----	-------	-----

施策Ⅰ	1-(4)	P58
-----	-------	-----

SDGsの達成に向けたネットワークの拡大

多様な主体の交流・連携機会の創出や取り組みの支援、先進的な取り組みや優良な取り組みの発信などにより、SDGsの達成に向けた取り組みの輪の拡大を推進します。

<関連する取組方針>

- ・環境にやさしい事業活動の促進
- ・ネットワークの形成と取り組みの推進

施策Ⅰ	2-(2)	P59
-----	-------	-----

施策Ⅰ	3-(1)	P60
-----	-------	-----

分野を超えた学び合いの推進

環境の分野を超えて専門家や市民団体などと連携し、スポーツや防災、歴史・文化など様々な観点から環境問題を捉える講座やワークショップなどをなごや環境大学において実施することで、環境問題に関心を持つ層の裾野を広げるとともに、分野を超えたネットワークを築き、環境・経済・社会の統合的な取り組みを推進します。

<関連する取組方針>

- ・多角的なアプローチによる学びの推進
- ・ネットワークの形成と取り組みの推進

施策Ⅰ	1-(2)	P57
-----	-------	-----

施策Ⅰ	3-(1)	P60
-----	-------	-----

重点取り組み 2

環境にもやさしく災害にも強い、

快適で安心な暮らしの実現

国の脱炭素社会の実現に向けた動きに対応した取り組みをすすめていきます。

名古屋版 RE100（仮称）による再生可能エネルギーの普及

市の施設で使用する電力について温室効果ガスが排出されない再生可能エネルギー100%の電力を率先導入し、クリーンなエネルギーへの転換につながる本市独自の取り組みをすすめ、電力使用の側面から再生可能エネルギーの普及を推進します。

＜関連する取組方針＞

・市の率先した環境にやさしい行動の推進

施策Ⅰ

2-(4)

P59

・再生可能エネルギー・未利用エネルギーの導入・利活用の促進

施策Ⅴ

1-(6)

P76

水素エネルギーの利活用の推進

水素の製造・供給体制の構築と需要の拡大をはかるため、水素エネルギーの普及啓発や燃料電池自動車・バスなどの導入促進、水素ステーションの整備促進などにより、水素エネルギーの利活用をすすめます。また、水素社会の実現に向けて、水素発電をはじめとした水素の産業利用や再生可能エネルギー由来の水素供給システムなどの新たな水素関連技術の導入も推進していきます。

＜関連する取組方針＞

・環境にやさしい自動車利用の促進

施策Ⅴ

1-(3)

P75

・水素エネルギーの利活用の推進

施策Ⅴ

1-(7)

P76

環境負荷の低減と防災・減災の同時実現

太陽光発電設備と蓄電システムを組み合わせた自立・分散型電源や ZEV の導入促進により、環境負荷の低減と防災・減災の同時実現をはかります。

＜関連する取組方針＞

・環境にやさしい自動車利用の促進

施策Ⅴ

1-(3)

P75

・住宅・建築物の低炭素化の促進

施策Ⅴ

1-(4)

P75

・再生可能エネルギー・未利用エネルギーの導入・利活用の促進

施策Ⅴ

1-(6)

P76

・水素エネルギーの利活用の推進

施策Ⅴ

1-(7)

P76

重点取り組み 3

自然や水を活かした、人と生きものにやさしいまちづくり

C O P 10 が開催された都市にふさわしい、自然が身近に感じられ、潤いのあるまちづくりをすすめていきます。

都心における自然の活用

自然の持つ多様な機能を活用して、生物多様性の保全、ヒートアイランド現象の緩和、防災・減災、都心のにぎわいの創出など、様々な課題解決につながる取り組みをすすめます。特に都心部においては、生物多様性に配慮した緑化などをすすめながら、生物多様性の大切さを伝える場を創出し、自然や生きものへの愛着と保全への意識の向上をはかるとともに、様々な課題解決につなげます。

<関連する取組方針>

- ・生物多様性に配慮した行動の促進
- ・緑の保全・創出の推進

施策Ⅳ	1-(1)	P70
-----	-------	-----

施策Ⅳ	2-(1)	P71
-----	-------	-----

良好な水辺環境の形成

堀川や新堀川、中川運河において、地下水の活用や水処理センターからの高度処理水の放流を通じた水質改善などによる良好な水辺環境の形成に取り組むことで、快適な生活環境や多様な生きものの生息・生育の場の確保、都市の魅力の向上によるまちのにぎわいづくりなど、都心部における水辺空間の再生・活用をはかります。また、山崎川においても、水の環の復活に向けたモデル事業を推進するなど、良好な水辺環境の形成に取り組めます。

<関連する取組方針>

- ・水質改善の推進
- ・地域資源の質と魅力の向上
- ・保水機能の保全と向上
- ・水資源の有効利用の推進

施策Ⅱ	2-(2)	P63
-----	-------	-----

施策Ⅳ	2-(3)	P71
-----	-------	-----

施策Ⅳ	4-(1)	P73
-----	-------	-----

施策Ⅳ	4-(2)	P73
-----	-------	-----

重点取り組み 4

環境と経済の好循環を生み出す仕組みづくり

積極的に環境対策を行うことで、経済成長や地域の活性化につなげる取り組みをすすめていきます。

グリーン・リカバリーの推進

新型コロナウイルス感染症拡大の影響による厳しい経済状況からの回復に合わせ、公共建築物の低炭素化の取り組みをすすめることなどにより、環境対策と経済活性化の両立をはかります。

＜関連する取組方針＞

・環境にやさしい事業活動の促進	施策Ⅰ	2-(2)	P59
・市の率先した環境にやさしい行動の推進	施策Ⅰ	2-(4)	P59
・環境にやさしい自動車利用の促進	施策Ⅴ	1-(3)	P75
・住宅・建築物の低炭素化の促進	施策Ⅴ	1-(4)	P75
・事業者による省エネルギー対策への支援	施策Ⅴ	1-(5)	P76
・再生可能エネルギー・未利用エネルギーの導入・利活用の促進	施策Ⅴ	1-(6)	P76

民間活力を活用した環境課題の解決と環境経済の活性化

ソーシャル・インパクト・ボンドやクラウドファンディング、ふるさと納税制度など、柔軟な手法により、民間資金や事業者の技術、ノウハウなど民間活力を活用し、環境課題の解決と環境経済の活性化に向けた取り組みをすすめます。

＜関連する取組方針＞

・民間活力を活用した取り組みの推進	施策Ⅰ	3-(3)	P61
-------------------	-----	-------	-----

持続可能な資源循環の推進

プラスチックをはじめとする使い捨て製品や容器包装を極力減らし、繰り返し長く使える製品の使用を促し、大量消費型ライフスタイルからの転換をはかるとともに、分かりやすく分けやすい分別区分への見直しをはかることで、持続可能な資源循環を推進します。

＜関連する取組方針＞

・ライフスタイルの転換の促進	施策Ⅰ	2-(1)	P59
・使い捨て製品・容器包装の発生抑制の促進	施策Ⅲ	1-(1)	P66
・モノを大切にする意識の醸成によるリユースの促進	施策Ⅲ	1-(3)	P67
・分かりやすい・分けやすい分別区分や新たな品目の資源化の検討	施策Ⅲ	2-(2)	P67

地域循環共生圏の形成

木曽三川上流域との連携による、植樹・育樹活動や木材利用などを推進し、生物多様性の保全や地球温暖化への理解を深めることで、都市と山村が補完し支え合う持続可能な地域循環共生圏の形成をはかります。

＜関連する取組方針＞

・自然とふれあう機会の創出	施策Ⅰ	1-(1)	P57
・広域的な連携・交流の推進	施策Ⅰ	3-(2)	P61
・生物多様性に配慮した行動の促進	施策Ⅳ	1-(1)	P70
・生物多様性に関する自治体連携の推進	施策Ⅳ	1-(2)	P70

4-3 施策の方向性

4-1 で整理した施策の体系に沿って、今後の施策の方向性を示します。

■ 頁の見方

施策 I

全ての主体の環境に関わる学びと行動、パートナーシップを推進する

<施策>

→みんなで目指すまちの姿の実現に向けて、10年間の計画期間内に推進する施策を、「2050年の環境都市ビジョン」の区分を基に整理しています。

指標	現状値 (2019年度)	目標値 (2025年度)
環境問題の解決には、市民自らが行動することが必要と強く思う市民の割合	51.2%	
なごやSDGsグリーンパートナーズ登録認定数(累計)	2,434件*	
市民団体、事業者、教育機関など「なごや環境大学」を支える団体数(累計)	461団体	

※「なごやSDGsグリーンパートナーズ」の前身制度である「エコ事業所認定制度」の認定数

<指標>

→「施策」の進捗状況を把握するため、数値で測ることができる指標を設定しています。

1 環境に関わる学びを推進する

<施策の柱>

→施策を細分類して記載しています。

(1) 自然とふれあう機会の創出

環境への意識をはぐくむため、自然や生きものの魅力や大切さを体感できる、自然観察会や干潟体験、森づくりといった自然とふれあう機会の創出をはかります。

- 身近な自然の調査・保全活動
- 藤前干潟ふれあい事業の実施
- 森林体験事業の実施

事業例

(2) 多角的なアプローチによる学びの推進

環境問題を自分ごととして捉え、行動するきっかけづくりとするため、公園での生きもの調査や河川での水質調査といった身近な場所での学びや、防災・減災や食、アートといった環境以外の分野を通じた学びなど、多角的なアプローチによる学びを推進します。

- なごや環境大学における多種多画運営
- 地域における環境教育の推進
- 市民参加型環境調査の実施

<取組方針>

→施策の推進に向けた取り組みの方針と事業例を記載しています。

(3) 次世代への豊かな環境学習の推進

持続可能な社会の担い手を育てるため、子どもたちの興味・関心や発達段階に応じた環境学習など、次代を担う子どもたちへの豊かな環境学習を推進します。

- 幼稚園・保育所・学校などにおける環境教育・学習の推進
- なごや環境大学における次世代向け講座の企画運営
- なごや環境大学 SDGs 未来創造クラブの推進
- 湿地提携に基づく次世代の人的交流事業の実施

事業例

なごや環境大学の推進

なごや環境大学は市民・事業者・教育機関・行政などのパートナーシップにより「持続可能な地球社会」を支える「人づくり・人の輪づくり」を行うため、「まちじゅうをキャンパス」として環境学習の輪を展開しています。

様々な立場の人々が経験やノウハウを持ち寄り、行動する市民・協働する市民として「共に育つ(共育)」ことを目指しています。大学に集う「エコ・ゴコロ」を持つすべての人と共に持続可能ななごやの街をつくり上げていきます。



■ 愛岐の里山たいけん隊



<取組紹介>

→施策の推進に向けた取り組み例などを紹介しています。

全ての主体の環境に関わる学びと行動、 パートナーシップを推進する



指標	現状値 (2019 年度)	目標値 (2030 年度)
環境問題の解決には、市民自らが行動することが必要と強く思う市民の割合	51.2%	60%
なごや SDGs グリーンパートナーズ登録認定数（累計）	2,434 件※	4,300 件
市民団体、事業者、教育機関など「なごや環境大学」を支える団体数（累計）	461 団体	565 団体

※「なごや SDGs グリーンパートナーズ」の前身制度である「エコ事業所認定制度」の認定数

1 環境に関わる学びを推進する

(1) 自然とふれあう機会の創出

環境への意識をはぐくむため、自然や生きものの魅力や大切さを体感できる、自然観察会や干潟体験、森づくりといった自然とふれあう機会の創出をはかります。

事業例

- 身近な自然の調査・保全活動
- 藤前干潟ふれあい事業の実施
- 森林体験事業の実施

(2) 多角的なアプローチによる学びの推進

環境問題を自分ごととして捉え、行動するきっかけづくりとするため、公園での生きもの調査や河川での水質調査といった身近な場所での学びや、防災・減災や食、アートといった環境以外の分野を通じた学びなど、多角的なアプローチによる学びを推進します。

事業例

- なごや環境大学における多種多様な講座の企画運営
- 地域における環境教育の推進
- 市民参加型環境調査の実施

(3) 次世代への豊かな環境学習の推進

持続可能な社会の担い手を育てるため、子どもたちの興味・関心や発達段階に応じた環境学習など、次代を担う子どもたちへの豊かな環境学習を推進します。

事業例

- 幼稚園・保育所・学校などにおける環境教育・学習の推進
- なごや環境大学における次世代向け講座の企画運営
- なごや環境大学 SDGs 未来創造クラブの推進
- 湿地提携に基づく次世代の人的交流事業の実施

なごや環境大学の推進

なごや環境大学は市民・事業者・教育機関・行政などのパートナーシップにより「持続可能な地球社会」を支える「人づくり・人の輪づくり」を行うため、「まちじゅうをキャンパス」として環境学習の輪を展開しています。

様々な立場の人々が経験やノウハウを持ち寄り、行動する市民・協働する市民として「共に育つ（共育）」ことを目指しています。大学に集う〈エコ・ゴコロ〉を持つすべての人と共に持続可能ななごやの街をつくり上げていきます。



なごや環境大学



■ 愛岐の里山たいけん隊



(4) 拠点施設における環境学習の推進

事業例

なごやにおける環境に関わる学びを推進するため、展示設備などを利用した環境学習や体験型プログラムの実施、環境学習情報の提供など、環境学習センターや東山動植物園などの拠点施設における環境学習を推進します。

- 環境学習センターの運営
- 東山動植物園の運営

環境学習センター（エコパルなごや）

環境学習センター（エコパルなごや）は、身近な環境から地球環境まで、環境をテーマに体験学習ができる拠点施設です。

館内は「バーチャルスタジオ」「展示室」「ワークショップ」からなり、マスコットキャラクター“コパ”とともに、子どもから大人まで体験と対話を通して楽しみながら深く学べるプログラムを実施しています。

より幅広い視野で環境問題を考え、「環境にやさしい行動へのきっかけづくり」とするため、SDGsの考え方を取り入れるなど、プログラムの充実などをはかっていきます。

また、学校などにおける ICT 教育の推進なども踏まえ、オンラインによる環境学習などの展開もはかっていきます。



(5) 効果的な情報の発信

事業例

より多くの人に環境のことを自分ごととして捉え、行動してもらうため、発信する内容や対象に応じ、紙媒体やSNS、イベントなどを活用した情報発信や外国語を使用した情報発信を行うなど、効果的な情報発信につとめます。

- 多様な手段を活用した普及啓発
- 環境デーなごやなどのイベント開催

2 環境にやさしい行動を促進する

(1) ライフスタイルの転換の促進

事業例

環境負荷の少ない経済社会システムの実現をはかるため、新型コロナウイルス感染症拡大など、経済や社会の情勢の変化も考慮しながら、環境にやさしいライフスタイルへの転換を促進します。

- 低炭素なライフスタイルの実践に向けた啓発
- エシカル消費の普及啓発
- グリーン購入の推進
- 地産地消の推進
- フェアトレードの普及啓発
- 環境デーなごやの開催

(2) 環境にやさしい事業活動の促進

事業例

環境負荷の少ない経済社会システムの実現をはかるため、環境保全設備の導入支援や認定・表彰制度の実施などにより、事業活動における自主的・積極的な行動を支援するなど、環境にやさしい事業活動を促進します。

また、環境課題に対応した調査や研究をすすめ、事業者への環境情報の提供や技術シーズの移転につとめます。

- 環境保全・省エネルギー設備導入支援
- なごやSDGsグリーンパートナーズの運用
- 都心における環境配慮に関する指針の推進
- 環境技術の調査・研究による中小事業者の支援

なごやSDGsグリーンパートナーズ

環境に配慮した取り組みを自主的かつ積極的に実施している事業所を認定する「エコ事業所認定制度」に、2021年4月からは、SDGsの視点を加え「なごやSDGsグリーンパートナーズ」とし、SDGsの実現に向け取り組む事業所を「登録エコ事業所」「認定エコ事業所」「認定優良エコ事業所」の3段階で登録・認定し、支援しています。

また、「認定優良エコ事業所」の中で特に優秀で他の模範となる取り組みを実践している事業所を表彰し、事業者の意識の向上と活動の底上げを図ります。



(3) 環境影響評価制度の運用

事業例

環境影響評価制度の適切な運用を通じ、道路や鉄道の建設、大きな建物の建築など一定規模以上の事業の実施に際し、事業者自らによる適正な環境配慮を促進します。

- 環境影響評価制度の運用

(4) 市の率先した環境にやさしい行動の推進

事業例

市民・事業者の環境にやさしい行動を促進するため、市自らも一事業者として率先して取り組みます。

- 名古屋市役所環境行動計画 2030 の推進

プラスチック問題

プラスチックはその利便性により、私たちの豊かな生活を支えてきましたが、安易に使い捨ての用途で使われることにより、ごみの増加だけでなく、海洋生物をはじめとする生態系への影響や、地球温暖化など様々な環境問題につながっていることから、これらの総合的な視点のもとに対策をすすめていく必要があります。

市民・事業者がプラスチック問題に取り組む際の拠りどころとなるビジョンの策定をすすめるとともに、市民のライフスタイルの転換を促すための啓発などをすすめていきます。

■遠州灘の海岸に漂着したウミガメ1体の死体から出てきたレジ袋など



写真提供：サンクチュアリ NPO

3 パートナーシップを推進する

(1) ネットワークの形成と取り組みの推進

幅広い視点や知見で、環境課題の解決や人づくりなどをすすめるため、立場や分野を超えたネットワークづくりをすすめるとともに、多様な主体の参画による取り組みを推進します。

事業例

- なごや環境大学の推進
- なごや環境大学 SDGs 未来創造クラブの推進
- SDGs 推進プラットフォームの設置・運営
- 様々な主体との連携によるイベントなどの開催

なごや環境大学 SDGs 未来創造クラブ

2019年7月に本市がSDGs未来都市に選定されたことを受け、なごや環境大学にSDGs未来創造クラブを設置し、多様な主体とのパートナーシップをもとに、SDGsにつながる取り組みをすすめています。

地域・事業者・大学など、多様な主体が参画したワークショップでは、中区錦二丁目を舞台に、持続可能なまちの姿を見据え、SDGsにつながる多くのアイデアがうまれました。

また、地域・事業者・大学などのパートナーシップにより開催したSDGsみちにわマルシェでは、公共空間を会場として活用するとともに、燃料電池自動車で発電したクリーンな電気を使用するなど環境への配慮に加え、多様な事業者などによるブースの展開など、地域のにぎわいづくりに貢献しました。

そのほか、子どもたちが、まちや社会の課題を自分ごととして捉え、課題解決に向けた行動に取り組めるよう、事業者・施設などとのパートナーシップにより、ICTを活用した学習プログラムを制作・展開することで、持続可能な都市を支える人づくりを推進しています。

■中区錦二丁目内で実施したSDGsみちにわマルシェの様子(2020年11月)



(2) 広域的な連携・交流の推進

事業例

広域的な環境課題や共通の環境課題の解決をはかるため、伊勢湾流域圏内をはじめとした国内外の自治体などとの広域的な連携・交流を推進します。

- 木曽三川流域圏などにおける連携の推進
- 伊勢湾再生の推進
- 生物多様性自治体ネットワークにおける連携の推進
- 湿地の保全を通じた国内外との連携の推進

(3) 民間活力を活用した取り組みの推進

事業例

環境課題の解決や環境経済の活性化をはかるため、ソーシャル・インパクト・ボンドやクラウドファンディング、ふるさと納税制度など、柔軟な手法により、民間資金や事業者の技術、ノウハウなどの民間活力を活用した取り組みを推進します。

- 民間活力を活用した環境課題の解決に向けた取り組み
- ふるさと納税制度の活用



指標	現状値 (2019 年度)	目標値 (2030 年度)
名古屋は大気汚染、水質汚濁、土壌汚染などによる公害の心配がないまちと思う市民の割合	37.9%	50%
大気環境目標値の達成率（二酸化窒素）	94.4%	100%
水質環境目標値の達成率（BOD）	80.0%	100%
自動車騒音の環境基準の達成率（幹線道路全体）	96.9% (昼夜間)	98%

1 大気環境の向上をはかる

(1) 大気汚染の監視・規制指導の実施

事業例

大気環境の状況を把握し大気汚染を防止するため、二酸化窒素（NO₂）や浮遊粒子状物質（SPM）などの大気汚染物質について常時監視や規制指導を実施します。

○大気汚染常時監視・規制指導

(2) 排出ガス対策の促進

事業例

大気環境の向上をはかるため、家庭・オフィスの省エネルギー化や、自動車や建設機械などによる排出ガス対策を促進します。

○自動車環境対策の推進
○エコドライブの促進

(3) 大気汚染の防止に向けた調査研究の推進

事業例

環境基準・環境目標値を達成できていない大気汚染物質などの対策を強化するため、大気中の光化学オキシダント（Ox）の濃度低減などに向けた調査研究を推進します。

○環境科学調査センターにおける調査研究
○大気未規制有害物質調査

市民参加型の大気汚染調査（視程調査）

遠くの景色まで見えることにより、「空気がきれいだなあ」と感じることもあるかと思います。この「見え方」により空気のキレイさを測ることを、「視程調査」といいます。

景色の見え方を通じて大気汚染について考えるきっかけとなるよう、遠くを見渡せる場所に「視程調査」を体験できる場をつくるなど、気軽に調査を実施できるような仕組みづくりをすすめていきます。

■ 空気がキレイではない時の見え方



■ 空気がキレイな時の見え方



2 水環境の向上をはかる

(1) 水質の常時監視・規制指導の実施

事業例

水環境の状況を把握し水質汚濁を防止するため、河川や地下水などの水質について常時監視を実施するとともに、工場・事業場に対する規制指導を実施します。

- 公共用水域の水質常時監視
- 地下水常時監視・モニタリング
- 水質汚濁の規制指導

(2) 水質改善の推進

事業例

水環境の向上をはかるため、下水道整備や河川の水量の確保などにより、水質の改善を推進します。

- 下水道による水環境の向上
- 河川維持水量の確保
- 水の流動・交換の促進
- 木曽三川流域連携の推進

(3) 水環境の改善に向けた調査研究の推進

事業例

水環境の改善に向けて、より効果的な対策を実施するため、ため池の植物プランクトンなどによる水質汚濁の抑制を目指した調査研究などを推進します。

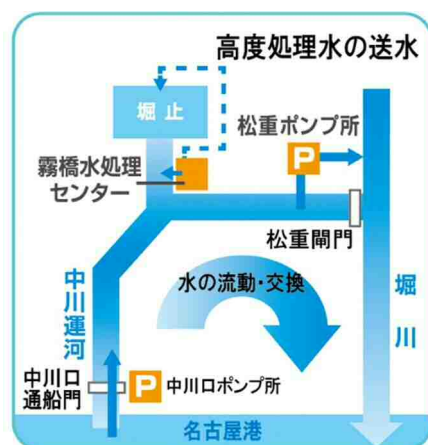
- 環境科学調査センターにおける調査研究
- 水質未規制有害物質調査

中川運河における水の流動・交換の促進

中川運河は、通船門により海と隔てられた閉鎖性水域であり、水源もないことから水が滞留しやすく、また、都市からの排水もあることから、水質が悪化しやすい環境にあります。

2017年10月より、水の流動・交換の促進による水質改善をはかるため、露橋水処理センターから中川運河に放流される約6万t/日の高度処理水のうち、約3万t/日を堀止に送水し、中川口ポンプ所から取り入れた約7万t/日の海水と併せて、約13万t/日を松重ポンプ所から堀川へ放流しています。

さらなる水質改善をはかるため、海水取水量を増量して約18万t/日の流動・交換に対応できるよう、老朽化した松重ポンプ所の改修をすすめています。



3 土壌汚染対策や地盤沈下対策を推進する

(1) 土壌汚染の規制指導の実施

土壌汚染により健康被害などが生じることを防止するため、規制指導を実施します。

○土壌汚染の規制指導

事業例

(2) 地盤沈下の常時監視・規制指導などの実施

地盤沈下や地下水位を把握し地下水の過剰な採取による地盤沈下を防止するため、常時監視を実施するとともに、工場・事業場に対する規制指導を実施します。

○地盤沈下の常時監視
○地盤沈下の規制指導
○工業用水道の利用促進

事業例

4 騒音・振動・悪臭対策や有害化学物質対策を推進する

(1) 騒音・振動の監視・規制指導の実施

騒音・振動の状況を把握し発生を防止するため、自動車や鉄道などによる騒音・振動の実態監視や規制指導を実施します。

○騒音・振動の実態監視・規制指導

事業例

■自動車騒音測定の様子



■鉄道騒音測定の様子



(2) 騒音対策の推進

自動車などによる騒音を防止するため、交通量・交通流対策や低騒音舗装の実施といった総合的な騒音対策を推進します。

○幹線道路における自動車騒音の改善
○低騒音（排水性）舗装の実施

事業例

(3) 騒音・振動対策に向けた調査研究の推進

騒音・振動に対し、より効果的な対策を実施するため、新幹線鉄道騒音の変動要因の解析などの調査研究を推進します。

○環境科学調査センターにおける調査研究

事業例

(4) 悪臭の監視・規制指導の実施

事業例

工場・事業場などからの悪臭発生を防止するため、監視や規制指導を実施します。

○悪臭対策の推進

(5) 有害化学物質対策の推進

事業例

有害化学物質による環境リスクの低減をはかるため、環境中の有害化学物質の状況把握や規制指導、化学物質の適正管理の促進など、有害化学物質対策を推進します。

○ダイオキシン類の常時監視・規制指導
○アスベスト対策の推進
○化学物質の適正管理の促進
○大気・水質未規制有害物質調査

アスベスト対策

アスベストは熱に強く、丈夫なため、耐火などの目的で建材などに利用されてきましたが、肺がんや中皮腫などの原因となるため、1975年に吹付け作業が原則禁止されました。大気汚染防止法では、アスベストが使用されている建築物等の解体、改造、補修作業を行う際に、石綿飛散防止対策を義務づけています。

2020年6月には改正大気汚染防止法が公布され、石綿含有成形板等を含む全ての石綿含有建材が規制対象となるなど、石綿飛散防止対策が強化されることとなりました。大気中へのアスベストの飛散防止対策の順守がはかれるよう、改正内容を踏まえながら規制指導を実施します。

■石綿含有成形板（スレート屋根）



5 公害による健康被害の救済と予防を行う

(1) 公害による健康被害の救済・予防の実施

事業例

公害の影響による健康被害者の迅速かつ公正な保護及び健康の確保をはかるため、公害認定患者に対する救済の実施など、公害による健康被害の救済と予防を実施します。

○公害認定患者の救済
○公害認定患者の健康回復事業などの実施
○石綿による健康被害者の救済

■成人ぜん息教室の様子



廃棄物の発生抑制や資源の循環利用、 適正処理を推進する



指標	現状値 (2019年度)	目標値 (2030年度)
ごみ・資源の総排出量	88.1万ト	87万ト
ごみの処理量	63.2万ト	56万ト
日常生活でごみの減量やリサイクルに取り組んでいる市民の割合	82.8%	90%
ごみの埋立量	4.6万ト	2.0万ト

1 リデュース（発生抑制）・リユース（再使用）を推進する

(1) 使い捨て製品・容器包装の発生抑制の促進

事業例

大量生産・大量消費型ライフスタイルからの転換をはか
るため、使い捨て製品・容器包装のさらなる発生抑制を促
進します。

- 使い捨てプラスチック削減に関する啓発
- レジ袋やペットボトルなどの容器包装削減に関
する啓発

(2) 食品ロス削減の推進

事業例

本来食べられるのに廃棄される「食品ロス」を削減する
ため、食べきり、使いきりなどの家庭でできる取り組みの
普及啓発やフードドライブの実施、飲食店との連携による
取り組みなどを推進します。

- 家庭でできる食品ロス削減の普及啓発
- フードドライブの実施
- 飲食店との連携による食品ロス削減の推進

食品ロス

「食品ロス」とは、本来食べられるにも関わらず捨てられてしまう食品のことです。国の推計によると日本では毎年約 600 万トンの食品ロスが発生しています。食品ロスの要因は、家庭では、「食べ残し」、「手つかず」、「過剰除去」、事業系では、「売れ残り」、「食べ残し」、「作りすぎ」などが挙げられます。

食品ロス削減はごみの減量において重要な課題であるため、本市では家庭でできる取り組みの普及啓発、フードドライブ、飲食店との連携による取り組みなどを推進していきます。

■今日からできる食べきり術ちらし



■食べ残しゼロ協力店ステッカー



(3) モノを大切にできる意識の醸成によるリユースの促進

事業例

ごみ・資源をできる限り出さないライフスタイルへの転換を促進するため、アップサイクルの普及促進やフリマアプリといった事業者の取り組みなどを活用することにより、モノを大切にできる意識の醸成をはかり、リユースを促進します。

- リユースの啓発と活動支援
- 事業者の取り組みなどを活用したリユースの促進

2 分別・リサイクル（再生利用）を推進する

(1) 資源の有効活用の推進

事業例

廃棄物の発生を抑制し、資源の循環利用をすすめるため、市民・事業者によるリサイクルの取り組みの支援・連携などにより、資源の有効活用を推進します。

- 集団資源回収の円滑な実施の確保
- 小型家電、食用油のリサイクルの推進
- 事業者による自主的な取り組みの促進・実態把握
- 家庭での生ごみ堆肥化の促進

■集団資源回収の様子



■小型家電回収ボックス



(2) 分かりやすい・分けやすい分別区分や新たな品目の資源化の検討

事業例

社会情勢の変化や技術の進歩などを踏まえ、さらなる資源化を推進し、適正処理をすすめるため、より分かりやすく、分けやすい分別区分への見直しを検討するとともに、ごみとして処理している品目の中から資源化の可能性を検討します。

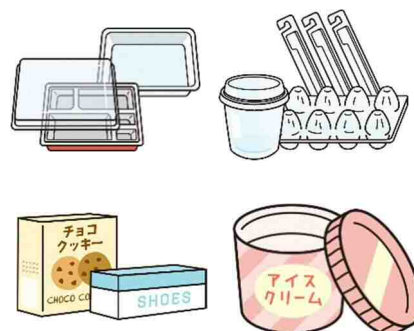
- 分かりやすく分けやすい分別区分への見直し
- 新たな品目の資源化に向けた検討

さらなる資源化のための手法検討

本市では、容器包装リサイクル法に基づき、プラスチック製容器包装や紙製容器包装を始めとする各種容器包装類を分別回収し、リサイクルしています。

しかし、現行の「容器包装」の区分では、素材が同一であっても対象となるもの、ならないものがあり、分別が分かりづらいといった声もあるため、プラスチック類については、素材別リサイクルが可能となる環境の整備が国においてすすめられています。

このような国の動向を注視しつつ、市民にとって「分かりやすい・分けやすい分別区分」の検討をすすめていきます。



(3) 効果的な啓発・指導の展開

事業例

分別の徹底をはかるため、多様な手段を活用した啓発や対象者を絞った集中的な啓発、不適正排出者に対する排出指導を行うなど、より効果的な啓発・指導を展開します。

- 効果的な啓発の実施
- 地域や住宅管理会社などとの連携強化による分別の促進
- 立ち入り調査や啓発・指導の実施

3 ごみの適正な処理を推進する

(1) 不法投棄などの防止と清掃活動の活性化の推進

事業例

快適で暮らしやすいきれいなまちづくりを推進するため、パトロールの実施や不法投棄の多い地点での監視カメラによる常時監視、清掃活動への支援などにより、廃棄物の不法投棄やポイ捨てなどの防止と清掃活動の活性化を推進します。

- 不法投棄・ポイ捨て対策
- 路上禁煙の推進
- 地域における清掃活動の推進
- 住居の不良堆積物対策の推進

(2) 排出利便性の向上の検討

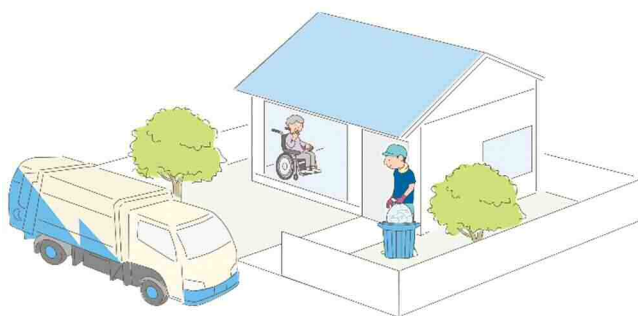
事業例

高齢化の進展などによる排出弱者の増加といった社会情勢やライフスタイルの多様化に対応するため、排出支援対象要件の緩和や自己搬入の利便性の向上といった排出利便性の向上を検討します。

- 高齢者などの排出弱者への支援
- 自己搬入の利便性向上の検討

なごやか収集

なごやか収集とは、名古屋市が収集する家庭ごみや資源を、所定の排出場所まで持ち出すことが困難な方を対象に支援するもので、原則として市がご自宅の前に出されたごみや資源を直接、収集しています。以下のいずれかの要件に該当し、親族や近所の方などの協力を得ることが困難で、一人でごみや資源を持ち出すことができない方が対象です。



1. 要介護認定を受けていて、65 歳以上の一人暮らしをしている方
2. 身体障害者(身体障害者手帳所持者)で一人暮らしの方
精神障害者(精神障害者保健福祉手帳所持者)で一人暮らしの方
知的障害者(愛護手帳所持者)で一人暮らしの方

(注) 2021 年 3 月現在

今後も、高齢化の進展などによる、ごみ・資源の排出弱者の増加といった社会情勢に対応するため、排出支援対象要件の緩和といった排出利便性の向上について検討をすすめます。

(3) 適正処理の推進

事業例

近年増加しているごみ収集車などの火災事故や、高齢化の進展による在宅医療・介護の増加や新素材の開発などに伴う処理困難な廃棄物の発生といった新たな課題に対応するため、小型充電式電池や適正処理困難物の分別・処理方法の検討などにより、適正処理を推進します。

- 発火性危険物などの適正処理の推進
- 適正処理困難物などの分別・処理方法の検討

発火性危険物への対応

スプレー缶、使い捨てライター、リチウム一次電池（充電できないもの）などは、「発火性危険物」として収集し、適正に処理しています。一方で、モバイルバッテリーなどの小型充電式電池については、一般社団法人 JBRC の回収拠点（各区の環境事業所、電器店など）に持ち込むよう案内しています。

しかし、小型充電式電池やスプレー缶などの発火性危険物が誤った廃棄方法や区分で排出されたことによる、ごみ収集車やごみ処理施設の火災が近年増えています。

小型充電式電池などの廃棄方法についての啓発を強化するとともに、国や業界団体に対して、生産者責任について働きかけをしていきます。また、国の動向などを踏まえながら、分別・処理方法の検討をすすめます。

- 発火性危険物による
ごみ収集車の火災事故の再現実験の様子



写真提供：
独立行政法人 製品評価技術基盤機構（NITE）

(4) 安定的な処理体制の確保

事業例

生活基盤としてのごみ処理業務を平常時・災害時問わず円滑に継続させるため、ごみ処理に関するノウハウの継承や、焼却工場や資源化施設、埋立処分場の計画的な整備などにより、安定的な処理体制を確保します。

- 効率的・安定的な収集体制の確保
- 長期的かつ安定的な処理・処分体制の確保
- 災害廃棄物への備え
- 資源の選別・処理工程の最適化

(5) 産業廃棄物に係る意識啓発・立入検査の実施

事業例

産業廃棄物の減量や資源化の促進及び適正処理の確保のため、排出事業者や処理業者への意識啓発や立入検査を実施します。

- 意識啓発による産業廃棄物の発生抑制・再生利用の促進
- 立入検査などによる産業廃棄物の適正処理の確保

生物多様性の保全と持続可能な利用、 水循環機能の回復をはかる



指標	現状値 (2019 年度)	目標値 (2030 年度)
暮らしの中で生物多様性に配慮した行動をしている市民の割合	56.4%	60%
新たに確保された緑の面積（累計）	27ha	400ha (10 か年)

1 生物多様性の主流化を推進する

(1) 生物多様性に配慮した行動の促進

事業例

生物多様性の主流化を推進するため、地産地消やグリーン購入、フェアトレード、木材利用などの推進により、生物多様性に配慮した行動を促進します。

また、都心部において生態系の回復をはかりながら、生物多様性の大切さを伝える場を創出するなど、様々な手法で自然や生きものへの愛着と保全への意識の向上をはかります。

- 生物多様性に配慮した暮らしや事業活動の普及啓発
- 地産地消の推進
- グリーン購入の推進
- フェアトレードの普及啓発
- 木材利用の推進
- エシカル消費の普及啓発
- 都心の生きものの復活事業

(2) 生物多様性に関する自治体連携の推進

事業例

生物多様性の取り組みの拡大・活性化をはかるため、生物多様性に関する自治体の取り組み及び成果について共有・発信するとともに、国・民間団体・事業者などとの連携を推進します。

- 生物多様性自治体ネットワークにおける連携の推進
- 木曽三川流域圏などにおける連携の推進
- 湿地の保全を通じた国内外との連携の推進

生物多様性の主流化の推進

私たちの暮らしは衣食住すべてにわたり生物多様性の恵みに支えられています。これらの恵みを受け続けるには、あらゆる人が生物多様性の大切さを認識し、暮らしや事業活動に生物多様性の配慮を組み込む「生物多様性の主流化」が必要です。

今後は、生物多様性と関係が深い地球温暖化、緑化、農業・林業などの分野とさらに連携した普及啓発をすすめていきます。

また、都心部において事業者・市民団体との連携により生物多様性に配慮した緑化などをすすめながら、生物多様性の大切さを伝える「都心の生きものの復活事業」を通して、生物多様性に配慮したまちづくりの機運を高めていきます。

■ 梅田新里山



出典：公益財団法人都市緑化機構 SEGES（シージェス）
ホームページ
<https://seges.jp/site/B1501.html>

2 豊かな自然と恵みを活かしたまちづくりを推進する

(1) 緑の保全・創出の推進

事業例

緑への愛着と保全への意識の醸成、緑のネットワークの形成をはかるため、各種緑地保全制度の活用や緑化地域制度により、樹林地や湿地といった今ある緑の保全と、建築物や沿道の緑化といった新たな緑の創出を推進します。

- 身近な緑の保全・創出
- 緑のまちづくり活動の推進
- 良好な都市景観の形成
- 湿地の保全
- 公共施設の緑化

市民緑地認定制度を活用した緑地の保全・創出

良好な都市環境の形成において、民有地の緑地やオープンスペースは重要な役割を担っています。2017 年度に、民間主体（NPO 法人、住民団体、事業者など）が公園と同等の緑地を整備・管理する取り組みを支援・促進する「市民緑地認定制度」が創設されました。民有地内に良好なオープンスペースが確保されることで、都市景観とにぎわいの向上が期待されることから、今後も引き続き制度の活用をすすめていきます。

■ ノリタケの森



写真提供：株式会社ノリタケカンパニーリミテド

(2) 農の推進

事業例

農は、生きものの生息・生育環境の提供や生産物の供給など、生物多様性の恵みにとって重要な役割を果たすため、農にふれあう機会の確保や都市農業の振興の推進などにより、農を推進します。

- 市民農園・市民水田などの推進
- 農業公園の運営
- 都市農業の支援

(3) 地域資源の質と魅力の向上

事業例

緑や水辺空間、風景、歴史・文化など、なごやの豊かな地域資源を守り、将来世代に引き継ぐため、民間活力の導入や地域との連携による公園の整備・運営管理の推進や自然環境・生物多様性の保全に配慮した多様な水辺環境の保全・再生、良好な都市景観形成の誘導、歴史的・文化的環境の保存・活用などにより、地域資源の質と魅力の向上をはかります。

- 民間活力の導入による公園の整備・運営管理の推進
- 魅力ある都市公園への再生・整備
- 美しい街路樹づくりの推進
- 多自然川づくりの推進
- 良好な水辺環境の形成
- 良好な都市景観の形成
- 歴史的資産を活用した魅力づくり

3 風土にあった生きものを保全する

(1) 生きものの情報の収集・発信

事業例

生きものの保全には、生息・生育状況の把握が不可欠なことから、本市の生きものとその生息・生育環境の調査の実施などにより、情報や資料を収集し、発信します。

- なごや生きものライブラリーの運用
- なごや生きもの一斉調査
- レッドリスト・レッドデータブックの策定・公表
- 東山動植物園における情報収集発信

(2) 在来種の生息・生育環境の保全の推進

事業例

風土にあった生きものを保全するため、外来種の防除活動の実施などにより、在来種の生息・生育環境の保全を推進します。

- 池干しによる在来種の生息・生育環境の保全
- 外来種対策
- 鳥獣保護管理
- 生物多様性保全活動への支援
- 都心の生きもの復活事業

なごや生物多様性センター

なごや生物多様性センターでは、市民との連携による身近な自然の調査・保全活動を推進するとともに、生きものに関する情報を収集・発信しています。

これまで培ってきた保全活動団体との連携を深めるとともに、事業者や若い世代など新たな担い手となりうる層の参加を促す取り組みや交流の場の創出をすすめていきます。

また、これまで蓄積した情報を地理情報システム(GIS)としてデータベース化し、市民に役立つ形で発信するなど、積極的な情報の利活用を行うとともに、なごやの自然を学び・感じられる場として、センターの敷地内にビオトープなどを整備し、生物多様性の主流化に貢献していきます。

■小中学生を対象とした講座の様子



■なごや生きものライブラリー



4 水循環機能の回復を推進する

(1) 保水機能の保全と向上

事業例

雨水の浸透・貯留や植物などからの蒸発散を増やすため、雨水流出抑制や樹林地・湿地などの保全を推進することにより、保水機能の向上をはかります。

- 雨水流出抑制の推進
- 健全な水循環の確保
- 施策IV-2-(1)「緑の保全・創出の推進」に掲げる事業
- 施策IV-2-(2)「農の推進」に掲げる事業

(2) 水資源の有効利用の推進

事業例

水循環機能の回復をはかるため、雨水や下水再生水、地下水の利用を促進するなど、水資源の有効利用を推進します。

- 雨水利用の促進
- 下水再生水の有効活用
- 河川における地下水利用
- 湧き水などを活用した水循環の啓発

■ 雨水浸透ますを設置する様子



■ 堀川における地下水利用の様子

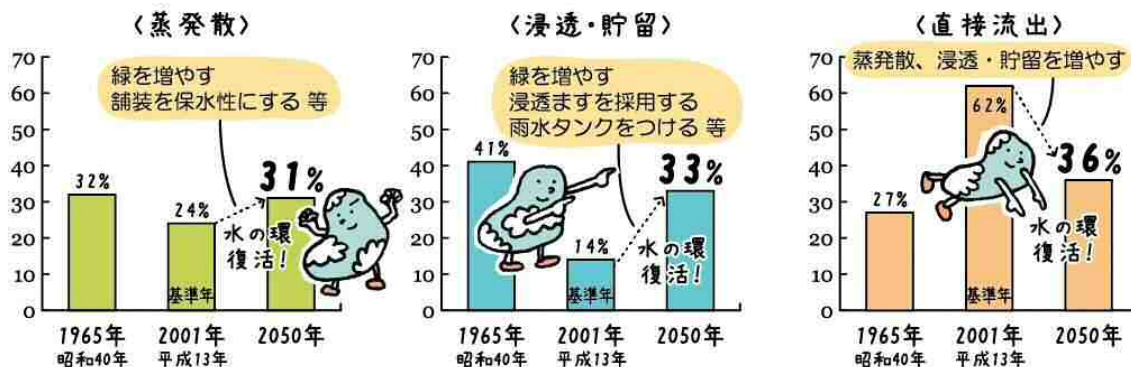


水の環復活 2050 なごや戦略

都市化によって損なわれた健全な水循環を回復し、豊かな水の環が支える「環境首都なごや」の実現を目指す「水の環復活 2050 なごや戦略」を2009年3月に策定しました。

第1期（2012年まで）、第2期（2025年まで）、第3期（2050年まで）と期間を区切り、進行管理を行っており、現在は、第2期実行計画の取り組みをすすめています。

■ 水収支目標：蒸発散 31%、浸透・貯留 33%、直接流出 36%（2050年の目標値）



※ 昭和40年は、周辺市町村の編入などにより、市域が現在とほぼ同じになった年です。この頃は、緑が今よりずっと多いなど、水循環が良い状態であったと考えられます。参考として水収支を算出しました。



指標	現状値 (2019 年度)	目標値 (2030 年度)
温室効果ガス排出量（二酸化炭素換算値）	1,477 万ト (2017 年度)	1,172 万ト
最終エネルギー消費量	160PJ (2017 年度)	148PJ
日々の省エネに常に取り組む世帯の割合	41.7%	50%
太陽光発電設備の導入容量	234,633kW	370,000kW

※温室効果ガス排出量の目標値 1,172 万トンは、2013 年度値 1,599 万トンから 27%削減するもの

※最終エネルギー消費量の目標値 148PJ は、2013 年度値 172PJ から 14%削減するもの

※目標値は、国の脱炭素社会の実現に向けた動きを踏まえ、見直しを検討

1 温室効果ガスの排出抑制を推進する

(1) 低炭素まちづくりの推進

事業例

都市活動に伴うエネルギー消費を抑制するため、集約連携型都市構造の実現に向けた都市機能の集約化（駅そば生活圏の構築）を推進するほか、複数の施設・建物におけるエネルギーの融通といった、地域におけるエネルギーの面的利用の拡大を促進するなど、低炭素まちづくりを推進します。

- 集約連携型まちづくりの推進
- 低炭素モデル地区への支援
- 地域冷暖房の促進

■みなとアクルス（低炭素モデル地区）



■みなとアクルスエネルギーセンター



写真提供：東邦ガス株式会社

(2) 公共交通を中心に低炭素で快適に移動できるまちの形成

事業例

移動に伴う温室効果ガス排出量を低減させるため、自動車の都心部への集中緩和や新たな路面公共交通システム（SRT）の導入、歩行・自転車利用環境の整備などを推進するとともに、鉄道駅周辺等の空間における一体的なバリアフリー化の推進や公共交通の利便性向上などにより、公共交通を中心に低炭素で快適に移動できるまちを形成します。

また、自動運転やパーソナルモビリティ、シェアリングをはじめとした新たな移動手段や、公共交通を中心とした多様な移動手段を連携させ快適な移動を実現する MaaS 等の低炭素に資する新しい技術の積極的な活用により、人がより快適・活発に移動できる最先端モビリティ都市の形成に向け取り組みを推進します。

- まちづくりと連携した総合交通体系の形成
- 新たな路面公共交通システム（SRT）の導入推進
- 都心部幹線道路の歩行者空間拡大等の推進
- 自動車の都心部への集中緩和とまちづくりと連携した駐車施策の推進
- 公共交通機関の利便性の向上や機能強化による利用促進
- 安全で快適な自転車利用環境の整備と自転車の活用推進
- 公共交通機関の省エネルギー化

(3) 環境にやさしい自動車利用の促進

事業例

自動車の利用に伴う温室効果ガス排出量を低減させるため、燃料電池自動車や電気自動車などの次世代自動車の普及の促進や、交通流の円滑化の推進など、環境にやさしい自動車利用を促進します。

- 次世代自動車の導入促進
- エコドライブの促進
- 都市計画道路の整備と計画の見直し
- 道路と鉄道の立体交差化、橋りょうの整備推進
- 公用車への次世代自動車の導入促進

(4) 住宅・建築物の低炭素化の促進

事業例

住宅・建築物における温室効果ガスの排出を削減するため、ZEH・ZEBの普及促進、高効率な省エネルギー機器やエネルギー・マネジメント・システム（EMS）の導入促進、建築物の環境性能を評価・公表する制度（CASBEE 名古屋）の運用、建築物における木材利用の促進などにより、住宅や建築物の低炭素化を促進します。

- 住宅・建築物の省エネルギー性能の向上と見える化の促進
- 公共施設の省エネルギー化の推進
- 公共建築物の木質化

ZEH・ZEB

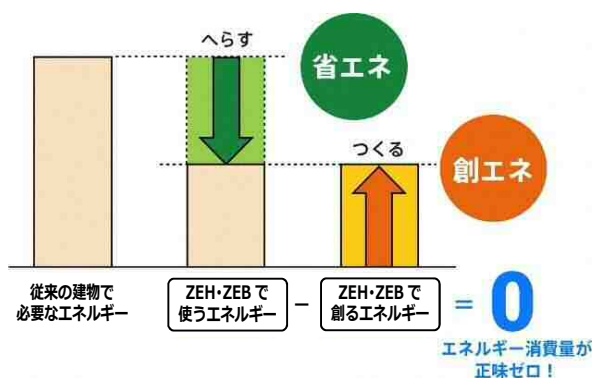
ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）・ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）とは、快適な室内環境を実現しながら、年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロにすることを目指した住宅・建築物のことです。高断熱化や高効率設備の導入などによるエネルギーの削減と太陽光発電をはじめとした再生可能エネルギーの導入などによるエネルギーの創出を組み合わせることで、エネルギー消費量を正味（ネット）でゼロにすることができます。

地球温暖化対策の促進、防災・減災性能の向上などにつながる ZEH・ZEB の導入をすすめるため、補助制度による導入促進などの取り組みをすすめています。

■ZEH のイメージ図



■ZEH・ZEB の仕組み



出典：環境省資料より名古屋市作成

(5) 事業者による省エネルギー対策への支援

事業例

事業者の事業活動における温室効果ガスの排出を削減するため、省エネルギー設備の導入支援や事業所の規模や業種に応じた支援の実施などにより、事業者による省エネルギー対策を支援します。

- 環境保全・省エネルギー設備導入支援
- 省エネルギー訪問相談
- 地球温暖化対策計画書制度の運用

(6) 再生可能エネルギー・未利用エネルギーの導入・利活用の促進

事業例

温室効果ガス排出量の削減とエネルギー源の多様化・分散化によるエネルギー供給の強靱化をはかるため、太陽光発電設備の設置支援や公共施設での再生可能エネルギーの使用などにより、再生可能エネルギーの導入促進をはかるとともに、市内での導入事例が少ない小水力発電などの調査をすすめ、未利用エネルギーの利活用の促進をはかります。

- 再生可能エネルギーの導入促進
- バイオマスエネルギーの利活用の推進
- 未利用エネルギーの有効活用の推進
- 自立・分散型エネルギーの導入促進
- 公共施設などへの再生可能エネルギーなどの導入

(7) 水素エネルギーの利活用の推進

事業例

温室効果ガス排出量の削減とエネルギー源の多様化・分散化によるエネルギー供給の強靱化をはかるため、家庭用燃料電池システム（エネファーム）の導入促進や燃料電池自動車の普及促進、水素ステーションの整備の促進などにより、水素エネルギーの利活用を推進します。

また、水素社会の実現に向けて、水素発電をはじめとした水素の産業利用や再生可能エネルギー由来の水素供給システムなどの新たな水素関連技術の導入も推進していきます。

- 家庭用燃料電池システム（エネファーム）の導入促進
- 燃料電池自動車の普及促進
- 水素ステーションの整備促進
- 新たな水素関連技術の導入の推進

水素エネルギーの利活用

水素は利用段階で二酸化炭素を排出しないことなどから、地球温暖化対策をすすめる上で重要なエネルギーとして注目されています。また、再生可能エネルギーなどを活用し、水素を製造することで、製造から利用までの全体において二酸化炭素を発生しないエネルギーとして利用することができます。そのため、日常生活や産業分野で水素を利活用する水素社会の実現に向けて、様々な取り組みがすすめられています。

本市においても、水素エネルギーの利活用をすすめるため、家庭用燃料電池（エネファーム）や燃料電池自動車などの普及促進などの取り組みをすすめています。

■各区役所に導入した燃料電池自動車



2 気候変動によるリスクへの備えを推進する

(1) 暑熱への影響に対する適応の推進

事業例

気候変動による気温上昇により増加が懸念される熱中症の発生や重症化を防ぐため、熱中症の予防方法・対処方法の啓発や水を活用した暑熱対策の普及啓発などにより、暑熱への影響に対する適応を推進します。

また、ヒートアイランド対策を推進するため、緑の保全・創出の推進や都市活動における人工排熱の低減、コンクリート建築物による熱放射の低減などを推進します。

このほか、気候変動について考える契機とするため、市街地において気温測定を実施し、啓発を行います。

- 熱中症予防方法などの普及啓発
- 水を活用した暑熱対策の推進
- 人工排熱低減の促進
- 施策IV-2-(1)「緑の保全・創出の推進」に掲げる事業
- 施策IV-2-(2)「農の推進」に掲げる事業
- 市街地における気温測定

■ 市役所西庁舎前における気温測定



■ 上下水道局東部営業センターに設置したドライ型ミスト



(2) 自然災害への影響に対する適応の推進

事業例

気候変動により頻発化・激甚化が懸念される水害による被害を防止・軽減するため、まちづくりと治水との整合をはかることや河川や下水道などの整備による、治水安全度の向上の推進や雨水流出抑制の推進、市民の自助・共助への支援などにより、自然災害への影響に対する適応を推進します。

また、災害による停電の影響を低減させるため、再生可能エネルギーなどを活用したエネルギー供給源の多様化及び自立・分散型エネルギーの導入を推進します。

- 大雨に強い都市基盤整備の推進
- 地域における防災対策の強化
- 防災意識向上に向けた啓発
- 水防法改正などに伴うハザードマップの見直し・作成
- 災害時の情報収集・伝達手段の充実
- 再生可能エネルギーなどによる災害時におけるエネルギーの確保の推進

気候変動を踏まえた「流域治水」対策

近年の頻発、激甚化する水害に対し、流域全体であらゆる関係者が協働して治水対策を行う「流域治水」の取り組みが重要となっており、庄内川流域においては、2020年7月に、流域全体で水害を軽減させる治水対策を展開するため、流域内の本市を含む市町、県、国などで構成される土岐川・庄内川流域治水協議会が設置されました。また、その他各流域においても、順次、流域治水協議会が設置されています。

流域治水の考え方をふまえ、河川流域の関係者などと連携し、ハード、ソフト両面からの取り組みをすすめていきます。

■「流域治水」の施策イメージ



「流域治水」とは、堤防整備、ダム建設・再生などの対策をより一層加速させるとともに、さらに集水域（雨水が河川に流入するエリア）から氾濫域（河川等の氾濫により浸水が想定されるエリア）にわたる流域に関わる全員で水災害対策を行う考え方です。

全員で
水害対策

対策の3つ柱

- ① 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策
- ② 被害対象を減少させるための対策
- ③ 被害の軽減・早期復旧・復興のための対策

出典：国土交通省資料

(3) 感染症への影響に対する適応の推進

事業例

関係性は明らかになっていないものの、気候変動による気温の上昇や降水量などの変化は、蚊などの節足動物の分布域を変化させ、節足動物が媒介する感染症などのリスクを増加させる可能性が懸念されているため、蚊の捕集によるウイルス保有調査や防除運動を実施するなど、感染症への影響に対する適応を推進します。

- 感染症媒介蚊対策
- 感染症発生動向調査
- 衛生研究所における調査研究